

「地域コミュニティの場を目指して」

社会福祉法人あじさいの会の思いが実現しました

2009年、ゆったり工房は折戸町から三本木町に移転し、活動を始めました。地域の方々に温かく迎えていただき、三本木の夏まつり、秋まつりで地域の方々と一緒に貴重な体験をすることができました。これから先も三本木の地域で活動できるようにしたいと思いました。



2014年頃から次なる事業展開のために、土地建物を取得するための検討を重ねてきました。日進市福祉課の職員の方、県の職員の方に具体的に相談していく中で、「土地建物が法人の自己所有ではないこと、公道から進入路の幅が5mではない状況では事業展開ができない」という課題にぶつかりました。

2016年、「社会福祉施設として土地建物を登記するように」という愛知県の行政指導を受けました。

2017年頃から事業所の土地建物を自己所有にする必要があるため、理事会等で具体的に土地建物取得に向けて動き始めました。

2020年、土地取得に向けて測量を実施し、その中で「ゆったり工房の建物の一部に他の人の農地が入っている、電柱と家屋があることにより側道を5mに拡張することは非常に難しい」ということが分かり、社会復帰施設の登記が難しいという壁にぶつかりました。

施設検討委員会を立ち上げ、社会福祉施設としての用途変更も含めて法人登記をするための検討を始めました。①土地建物の所有権移転、②進入路を5mにする、だけではなく新たな課題として、③市街化調整区域のため都市計画法の申請許可が必要である、④敷地の農地部分を農地法第5条にて宅地にする申請が必要である、ということが分かりました。

都市計画法、農地法に関する業務を行政書士に委託し、用途変更をして法人登記ができるように動き始めました。

2022年、都市計画法34条第1項に基づき、用途変更をし社会復帰施設としての登記ができるように、申請の条件であった①家屋の解体、②進入路の拡大整備等を行い、都市計画法34条第1項の用途変更の申請をしました。

土地建物取得の課題に向き合い8年。具体的に動き始めて2年。

11月末に県からの認可がおりました。それに伴い農地法5条（農地が宅地になる）が認可され、また農地法3条（農地のまま法人が所有）も認可されました。

その農地を利用して、ゆったり工房の製品開発、作業プログラムの充実に活かしていきたいと思っています。

地域コミュニティの場として こんなふうになりました！

整備前



都市計画法の申請・認可のために、もう一つのアパートを解体して、駐車場にしました。↓

整備後



進入路の幅を5mにするために、
ミチエさんの家屋を解体しました。↓

進入路



←ミチエさんが大切に育てた植栽や趣のある庭は、メンバーの憩いの場、地域の方々にも開放できる場として、ボランティアの方々と管理していきます。ミチエの庭の石碑は、あじさいの会後援会から寄贈されたものです。

↓ボランティアの協力で、パンジーを植えました。



この石碑に私たちが大切にしている言葉も掘って下さった方との出会い、つながりはまた大きな財産となりました。感謝。↓



みんなの思いを大切に、そしていろいろな方々との出会い、つながり、ご協力をいただき長い期間をかけて、ここまで来ました。地域のコミュニティの場として、歩んでいきます。